国会事項

衆議院

質問書提出

十一月二十五日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

サイバーテロ攻撃対策に関する質問主意書（山内康一提出）

今般の人事院勧告の野田内閣における取り扱いに関する質問主意書（橘慶一郎提出）

法科大学院を修了する人材の活用策を求めることに関する質問主意書（橘慶一郎提出）

新たな北海道総合開発計画の推進及び総合的点検に関する質問主意書（橘慶一郎提出）

平成二十三年度北方領土返還要求行進に対する野田佳彦内閣の関与等に関する質問主意書（浅野貴博提出）

答弁書受領

十一月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員城内実提出「復興増税」に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出外務省職員の職務遂行の義務に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出特定の政党による国有地の無償利用の是非に関する質問に対する答弁書

衆議院議員木村太郎提出東日本大震災後の我が国の多軸連携型国土形成に関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出放射性物質による健康被害に対する政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出政府による対ミャンマーＯＤＡ再開に関する第三回質問に対する答弁書

衆議院議員塩川鉄也提出八ッ場ダムの費用対効果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出取調べの可視化の法制化に向けた政府の取り組み等に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出国家戦略会議の発足に伴う経済財政諮問会議の取り扱いに関する再質問に対する答弁書

弔詞

十一月五日参議院議長西岡武夫君が死去されたので、十一月二十五日、本院は次の弔詞を贈った。

参議院議長従二位桐花大綬章　西岡武夫君は　多年憲政のために尽力し　特に院議をもってその功労を表彰され　再度国務大臣の重任にあたり　終始議会政治の発展に貢献されました　その功績はまことに偉大であります

衆議院は　君の長逝を哀悼し　つつしんで弔詞をささげます

参議院

議事日程　第七号

平成二十三年十一月二十五日（金曜日）

午前十時　本会議

第一　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案、平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案及び東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（趣旨説明）

弔詞

十一月五日逝去された議長西岡武夫君に対し、同月二十五日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされ　参議院議長として憲政の発揚につとめさきに衆議院の院議をもって永年の功労を表彰せられ　また国務大臣としての重任にあたられました　議員従二位桐花大綬章西岡武夫君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

議案付託

十一月二十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（閣法第三号）

経済社会の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第四号）

総務委員会に付託

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案（閣法第四号）

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案（第百七十七回国会閣法第二号）

財政金融委員会に付託

質問主意書提出

十一月二十五日議員から次の質問主意書が提出された。

心の傷病者に係る雇用保険の受給手続の改善に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三八号）

答弁書受領

十一月二十五日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員上野通子提出預託法に基づく株式会社安愚楽牧場からの報告に関する質問に対する答弁書（第二四号）

参議院議員糸数慶子提出在日米軍の米軍属の公務中における犯罪に関する質問に対する答弁書（第二五号）

参議院議員秋野公造提出長崎県松浦市鷹島沖で発見された元寇船の文化財指定及び保存の在り方に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員秋野公造提出玄海原発から半径十キロメートル以内の長崎県松浦市鷹島、黒島等の防災体制の強化に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員糸数慶子提出米軍普天間飛行場の辺野古移設に伴う環境影響評価書に関する質問に対する答弁書（第二八号）

参議院議員福島みずほ提出東京電力福島第一原子力発電所の事故対応に関するマニュアルの共有に関する質問に対する答弁書（第二九号）

人事異動

法務省

（法務省入国管理局総務課入国管理企画官）法務事務官　丸山　秀治

法務省入国管理局参事官に昇任させる（十一月二十五日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月二十八日アルバニア国の国祭日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月二十八日モーリタニア国の独立記念日につき、同月二十五日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、エジプト国の新年につき、十一月二十五日同国国軍最高会議議長閣下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、モロッコ国の新年につき、十一月二十五日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十三年十一月二十九日　外務大臣　玄葉光一郎

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十四年一月五日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六十日以内に、外務大臣に対し異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、この処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して六ヶ月以内であっても、処分の日から一年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

一、氏　名　石山知可子

生年月日　平成元年十一月十一日

旅券申請上の住所　東京都世田谷区上祖師谷

二、返納すべき旅券

旅券番号　ＴＫ三六四二七六七

発行年月日　二〇一一年一月十四日

旅券名義人　石山知可子